

第4部 設計業務

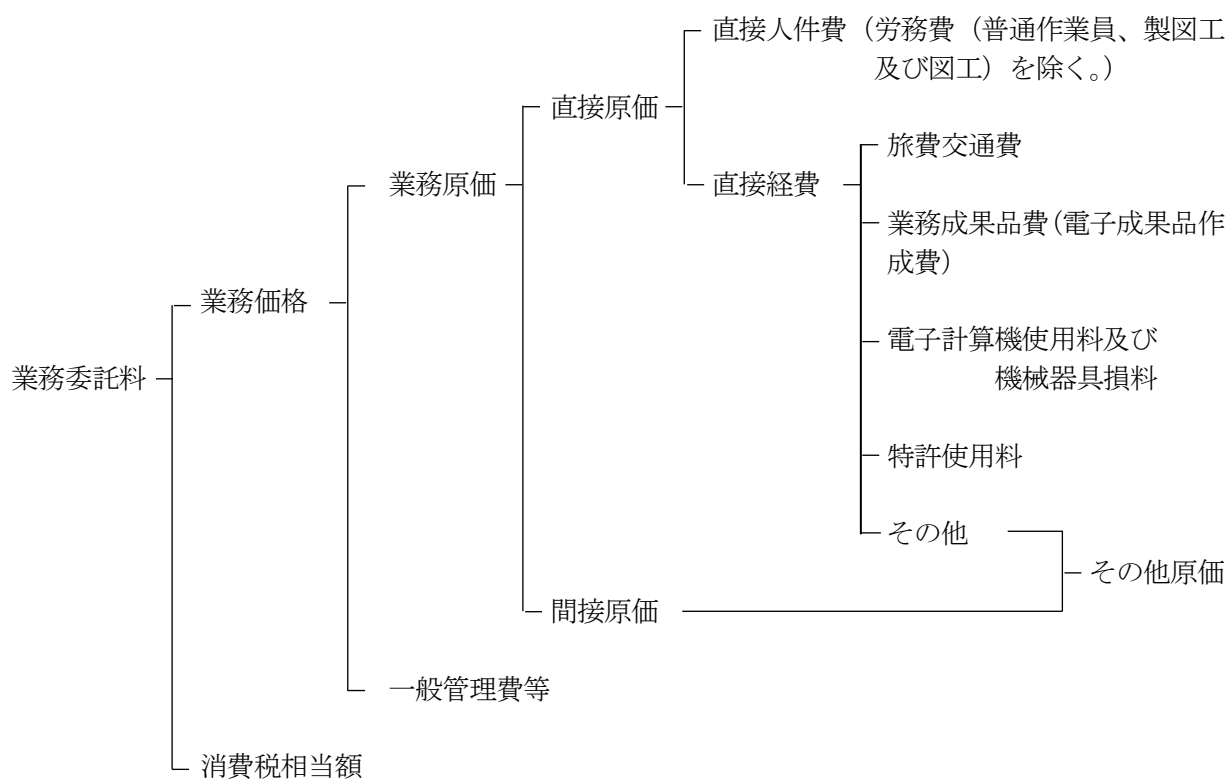
第1章 設計業務積算基準

1-1 適用範囲

この積算基準は、治山関係事業及び林道関係事業に係る設計業務に適用する。

1-2 業務委託料

1-2-1 業務委託料の構成



1-2-2 業務委託料構成費目の内容

1 直接原価

(1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

(2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- ① 旅費交通費
- ② 電子成果品作成費
- ③ 電子計算機使用料及び機械器具損料
- ④ 特許使用料
- ⑤ 労務費（普通作業員、製図工及び図工） 等

(3) 直接経費（積上計上するものを除く。）

直積経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費業務実績の登録等に要する費用を含む。

2 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む。）とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く。）及び間接原価からなる。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払い利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

1-3 業務委託料の積算

1 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

① 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、技術者の内訳は第3章で定め、その基準日額は別途定める。

② 直接経費

直接経費は、1-2-2の1(2)の各項目について、必要額を積算するものとし、旅費交通費については、「調査・測量・設計・計画作成等業務旅費交通費積算要領」により積算するものとする。

③ その他原価

1-2-2の1(2)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く。)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

⑤ 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} = & \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \\ & + (\text{一般管理費等}) \} \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$$

2 個人(建設コンサルタント以外の個人をいう。)に委託する場合(諸謝金による場合を除く。)

「1建設コンサルタントに委託する場合」と同一の方法により積算するものとする。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。

1-4 設計変更の積算

業務委託の変更は、官積算書をもとにして次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{業務価格} = & \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}} \\ & (\text{落札率を乗じた額}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{変更業務委託料} = & \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率}) \\ & (\text{落札率を乗じた額}) \end{aligned}$$

(注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。

1-5 適用に当たっての留意事項

1 この歩掛は、標準的な歩掛を示したものであり、目的とする設計内容がこの歩掛にそぐわないとき、又はこの歩掛に計上されていないものについては、ほかの類似の歩掛、市場価格等を勘案し、適正な歩掛を用いて積算することができる。

2 外業に係る調査について、自動車下車地点から調査現場までの徒歩区間が30分を超えて1時間未満の場合は、外業に係る歩掛を10%(更に30分増すごとに10%)増すことができるものとする。